

一般社団法人山梨県作業療法士会 謝金規定

平成 24 年 2 月 1 日
平成 25 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規定は、本会の事業に伴う謝金の支払い基準を定めるものとする。

(謝礼の種類)

第 2 条 謝金の種類は、講師謝金及び資料作成料等とする。

(講師謝金及び資料作成料等)

第 3 条 講師謝金及び資料作成料等は本会が主催する学会・研修会・講習会等における講義、実技又は実技指導に対して支払う。

(謝金の額)

第 4 条 謝金の最低基準額は、以下に掲げる。但し、学会における特別講演等については、この限りではない。第 3 条に該当しないものについては、その都度定める。

支払対象区分				60 分あたり支払額	
				講演 講義	実習指導 実技指導
講師基準	A	一般社団法人山梨県作業療法士会に所属する会員		¥6,000	¥3,000
	B	一般社団法人山梨県作業療法士会に所属する会員以外の作業療法士		¥10,000	¥5,000
	C	医師		¥15,000～	¥7,500
	D	医師以外の医療従事者		¥10,000	¥5,000
	E	大学職職員	教授	¥10,000	¥5,000
			准教授	¥8,000	¥4,000
			講師	¥6,000	¥3,000
	F	官公庁	局部長	¥10,000	¥5,000
			課長・課長補佐	¥8,000	¥4,000
			係長	¥6,000	¥3,000
	G	民間企業社員		¥10,000	¥5,000
	H	民間専門研究者		¥15,000～	¥7,500

(規定の変更)

第 5 条 この規定の変更は、理事会の議決によらなければならない。

(その他)

第 6 条 この規定に定めない事由又は、この規定に準拠することが妥当ではない理由がある場合には、一般社団法人山梨県作業療法士会理事会での承認を受けてこの規定に準拠しないことができる。

附 則

1 この規定は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

2 この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から一部を次のように改正し施行する。

「60 分あたり支払額税込」を「60 分あたり支払額」に改める。